



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務私学課）…………… 3
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 5
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例（障害福祉課）…………… 12
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄
県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障害福
祉課）…………… 14
- 沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）………… 17
- 沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例（警察本部交通規制課）…………… 19

規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 22
- 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則（税務課）…………… 22
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を
改正する規則（障害福祉課）…………… 23
- 沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備
に関する規則（都市計画・モノレール課）…………… 24

告 示

- 電子情報処理組織を使用する行政手続等（税務課）…………… 25

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 25

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 沖縄県情報公開条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
不開示情報とすべき特定の個人を識別することができる情報の内容を明確化する。（第7条関係）
- 2 沖縄県個人情報保護条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
 - (1) 文書、図画又は電磁的記録及び個人識別符号が個人情報に含まれることを明確化する。（第2条関係）
 - (2) 文書、図画又は電磁的記録及び個人識別符号が含まれる情報が不開示情報に該当することを明確化する。（第15条関係）
 - (3) 開示請求に係る情報に開示請求者以外の情報が含まれている場合において、文書、図画又は電磁的記録及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、部分開示することを明確化する。（第16条関係）
 - (4) その他所要の改正を行う。（第8条の2、第25条、第36条及び第58条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 居住用超高層建築物の専有部分等の取得に係る不動産取得税について、取得した専有部分等の価格の算出に用いる専有部分の床面積を、実際の取引価格の動向を踏まえて補正する措置を講ずることとした。（第61条関係）
- 2 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税

標準の特例措置について、当該家屋の価格から控除する額を現行の2分の1から3分の2に拡充することとした。(第63条関係)

- 3 地方法人特別税の創設に伴い暫定的に適用していた法人事業税の税率の特例措置を廃止することとした。(附則第8条関係)
- 4 自動車取得税における税率及び課税標準の特例措置について、対象となる自動車の範囲を平成32年度燃費基準の下で見直した上で、適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2及び第15条の4関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。(第2条、第74条、第160条、第202条及び附則第15条関係)
- 6 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、2に係る部分及び5に係る部分(第74条及び第202条に係る部分を除く。)は公布の日から、5のうち第202条に係る部分は平成31年1月1日から、3に係る部分は平成31年10月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第5項まで)

○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 指定放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスの事業所に資格を持った児童指導員又は障害福祉サービス経験者を配置することを義務付けることとした。(第73条及び第79条関係)
- 2 指定放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスの事業者に対して、サービス内容の自己評価及び改善の内容の公表を義務付けることとした。(第77条の2関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第3条、第38条、第78条及び第81条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
 - (1) 指定就労継続支援A型事業者に対して、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行うこと等を義務付ける。(第179条関係)
 - (2) 指定就労継続支援A型事業者に対して、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならないこと、並びに原則として自立支援給付を利用者に支払う賃金及び工賃に充ててはならないことを義務付ける。(第180条関係)
 - (3) 指定就労継続支援A型事業者が運営規程として定めなければならない事項として、生産活動の内容、利用者の賃金及び工賃並びに労働時間及び作業時間を加える。(第184条の2関係)
 - (4) その他所要の改正を行う。(第32条、第51条、第69条、第91条、第108条、第185条、第192条、第199条の3及び第201条の9関係)
- 2 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
 - (1) 就労継続支援A型事業者が運営規程として定めなければならない事項として、生産活動の内容、利用者の賃金及び工賃並びに労働時間及び作業時間を加える。(第71条の2関係)
 - (2) 就労継続支援A型事業者に対して、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行うこと等を義務付ける。(第78条関係)
 - (3) 就労継続支援A型事業者に対して、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならないことを義務付ける。(第79条関係)
 - (4) その他所要の改正を行う。(第2条、第7条、第36条及び第84条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 沖縄県屋外広告物条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
 - (1) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が基準に適合しない場合における許可に当たって意見聴取をする機関を景観形成審議会に改める。(第12条関係)
 - (2) その他所要の改正を行う。(第49条、第52条及び第53条関係)
- 2 沖縄県景観形成条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
 - (1) 沖縄県景観形成審議会の調査諮問事項に沖縄県屋外広告物条例に係る事項を加える。(第26条関係)

- (2) 沖縄県景観形成審議会の必要に応じ、部会を置くことができるようにする。(第27条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 条例の施行に伴い、沖縄県附属機関設置条例の一部を改正することとした。(附則第2項)

○ 沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 沖縄県警察関係手数料条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る自動車の保管場所標章交付手数料の納付時期を定める。
(第3条関係)
- 2 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
 - (1) 電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る自動車取得税について、申告納付を行う場合の納付方法を定める。(第117条関係)
 - (2) 自動車の新規登録に際し、月割りで課する自動車税の証紙徴収について、電子情報処理組織を使用する場合における特例を定める。(第143条の2関係)
 - (3) その他所要の改正を行う。(第143条関係)
- 3 沖縄県証紙条例の一部を次のように改正することとした。<第3条>
 - (1) 電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料及び手数料について、証紙による収入の方法によらないことができるようにする。(第2条関係)
 - (2) その他所要の改正を行う。(第5条及び第7条関係)
- 4 この条例は、平成29年10月2日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
- 6 この条例の施行に伴い、沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第3項)

条 例

沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第17号

**沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する
条例**

(沖縄県情報公開条例の一部改正)

第1条 沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次

条第2項において同じ。)」を加える。

(沖縄県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第54条第1項及び第2項を除き、以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第8条の2第2項ただし書中「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

第15条第3号中「含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第25条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第57条第1項及び第2項を除き、以下同じ。)」を削る。

第36条中「同法」を「番号法」に改める。

第58条第2項中「(平成15年法律第58号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第18号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第4項」を「第4条第5項」に改める。

第61条第2項中「なされた」を「あつた」に改め、同条第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。）」に、「1棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規定する共用部分（次項及び第6項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等に」を「程度その他施行規則第7条の3第1項で定める事項に」に、「施行規則第7条の3第1項及び第2項」を「同条第2項及び第3項」に改め、「区分所有者」の次に「（同法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。次項及び第6項において同じ。）」を加え、「程度等の」を「程度又は仕上部分の程度の」に、「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項」に、「次項」を「第6項」に、「によつてあん分して」を「により^{あん}按分して」に改め、同条第9項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の」及び「同条第2項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であつ

て、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第7条の3の2第1項で定める事項について著しい差異がある場合には、その差異に応じて同条第2項で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第7条の3の2第3項で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第63条第11項から第13項までの規定中「2分の1」を「3分の2」に改める。

第74条第1項中「第61条第6項前段」を「第61条第7項前段」に、「によつて」を「により」に改める。

第160条中「価格」を「価額」に改める。

第202条第1項中「対し」を「ついて」に改め、同項第2号及び第4号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

附則第8条を次のように改める。

第8条 削除

附則第15条（見出しを含む。）中「附則第12条の2の2第1項」を「附則第12条の2第1項」に改める。

附則第15条の2第2項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自

動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。)のうち、車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項で定めるものに限る。)を「次に掲げる自動車」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条及び附則第19条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第4条の4第9項で定めるもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項で定めるもの(以下この条及び附則第15条の4において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項で定めるエネルギー消費効率(以下この条及び附則第15条の4において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平

成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(i) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第3項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(i) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項で定める

もの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号ア(イ)中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同項第2号中「（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号ア(ア)中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成30年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号ア(イ)中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成17年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15

項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同条第6項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同条第7項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第24項」に改め、同条第8項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2第8項第1号イ中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

附則第15条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第5号ア(ウ)中「100分の195」を「100分の210」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2第2項」を「附則第15条の2第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施

行規則附則第4条の6第6項で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第15条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の4第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第8項」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同条第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第11項」に改め、同号ア(ウ)中「100分の138」を「100分の150」に改め、同号イ中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第12項」に改め、同条第10項中「次に」を「次」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条、第63条及び第160条の改正規定並びに附則第15条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日
- (2) 第202条第1項の改正規定 平成31年1月1日
- (3) 附則第8条の改正規定及び次項の規定 平成31年10月1日

(事業税に関する経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての同号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例附則第8条の規定の適用については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例第63条第11項から第13項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第61条第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日以前に新築された改正前の沖縄県税条例第61条第4項の1棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の施行日以前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第19号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第21条及び第50条」を「第21条、第50条及び第73条第1項第1号」に改める。

第38条第10号中「には」を「における」に改める。

第73条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 児童指導員、保育士又は学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

第77条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業に関する情報の提供を行わなければならない。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、第81条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第78条中「第48条から第51条まで」を「第48条、第50条、第51条」に改める。

第79条第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第81条中「第48条から第51条まで」を「第48条、第50条、第51条」に、「第72条及び第77条（第1項を除く。）」を「、第72条、第77条（第1項を除く。）及び第77条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「新条例」という。）第73条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新条例第79条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第20号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第32条第7号中「には」を「における」に改める。

第51条第3項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第69条第8号、第91条第10号及び第108条第8号中「には」を「における」に改める。

第179条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第180条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第180条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第184条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合における当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第185条中「第88条から第94条まで」を「第88条から第90条まで、第92条から第94条まで」に、「第185条において読み替えて準用する第91条」を「第184条の2」に改め、「第91条中「第94条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する第94条」とを削る。

第192条第8号、第199条の3第8号及び第201条の9第9号中「には」を「における」に改める。

（沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

第7条第8号及び第36条第10号中「には」を「における」に改める。

第71条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合における当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第78条に次の1項を加える。

- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第21号

沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例

(沖縄県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条」を「沖縄県景観形成条例（平成6年沖縄県条例第34号）第26条第1項」に、「沖縄県屋外広告物審議会」を「沖縄県景観形成審議会」に改める。

第49条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第52条に見出しとして「（両罰規定）」を付する。

第53条に見出しとして「（過料）」を付する。

(沖縄県景観形成条例の一部改正)

第2条 沖縄県景観形成条例（平成6年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「この条例」の次に「及び沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）」を加え、同条第2項中「この条例」の次に「及び沖縄県屋外広告物条例」を、「景観形成」の次に「及び屋外広告物」を加える。

第27条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県附属機関設置条例の一部改正)

2 沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正す

る。

別表中

沖縄県公共事業評価 監視委員会	県が実施している個別公共事業に関する事業評価について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。	を
沖縄県屋外広告物審 議会	屋外広告物に関する重要事項を調査し、及び必要に応じて知事に対し意見を具申すること。	
沖縄県公共事業評価 監視委員会	県が実施している個別公共事業に関する事業評価について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。	に

改める。

沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第22号

沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例

(沖縄県警察関係手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、パーキング・メーターの作動手数料は作動させる際に、パーキング・チケットの発給手数料は発給を受ける際に、安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料は指定を受ける際に、それぞれ納付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保管場所標章交付手数料は、交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

る条例（平成16年沖縄県条例第34号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第7号に規定する申請等に係るものにあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の書面の交付を申請する際に納付しなければならない。

（沖縄県税条例の一部改正）

第2条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第117条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第115条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、施行規則第9条で定める方法によつて納付することによりしなければならない。

第143条第3項中「次条第1項」を「第144条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第143条の2 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条で定める方法により徴収する。

（沖縄県証紙条例の一部改正）

第3条 沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第2条 規則で定める使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第2条第6号に規定する申請等又は沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第7号に規定する申請等に係る使用料及び手数料については、この限りでない。

第5条の見出し中「うりさばき」を「売りさばき」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月2日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 2 改正後の沖縄県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち沖縄県税条例第139条を改め、同条の次に13条を加える改正規定（第139条の6第1項第2号に係る部分に限る。）中「（以下この号）の次に「、第139条の8第2項」を加え、同改正規定中第139条の8に係る部分を次のように改める。

(環境性能割の納付の方法)

第139条の8 環境性能割の納税義務者は、第139条の6第1項又は前条の規定により環

境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。）を納付する場合には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器で当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、又は当該環境性能割額に相当する現金を納付書によつて納付することによりしなければならない。

- 2 環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第139条の6第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、施行規則第9条の16で定める方法によつて納付することによりしなければならない。

- 3 第1項に規定する証紙代金収納計器の取扱い及び収納印の表示その他証紙代金収納計器による環境性能割の徴収について必要な事項は、知事が定める。

第2条中沖縄県税条例第143条の改正規定の次に次のように加える。

第143条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に、「第9条」を「第9条の16」に改める。

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第31号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（証紙による収入の方法により徴収する歳入）」に改め、同条中「第2条の規定により」を「第2条の」に改め、「の名称」を削る。

附 則

この規則は、平成29年10月2日から施行する。

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第32号**沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則**

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県税条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

第6条中「第4条第5項」を「第4条第6項」に、「第4項」を「第5項」に、「県税事務所等の」を「県税事務所等又は自動車税事務所の」に改める。

第35条中「第117条」を「第117条第1項」に改める。

別表63の項及び第85号様式中「第61条第7項」を「第61条第8項」に改める。

第93号様式中「第73条の2第7項」を「第73条の2第8項」に改める。

(沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則(平成25年沖縄県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「控除対象配偶者若しくは同項第8号」を「同一生計配偶者若しくは同項第9号」に改める。

(沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則(平成28年沖縄県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち沖縄県税条例施行規則第49条の2を第49条の8とし、第49条の次に6条を加える改正規定(第49条の2に係る部分に限る。)中「第139条の8」を「第139条の8第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第6条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中第35条の改正規定及び第3条の規定 平成29年10月2日
- (3) 第2条の規定 平成31年1月1日

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第33号**沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号、第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第18条の次に次の1条を加える。

(指定放課後等デイサービス事業者が行う自己評価等の事項)

第18条の2 条例第77条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

第20条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第21条中「及び第13条から第14条の2まで」を「、第13条から第14条の2まで及び第18条の2」に改め、「「条例第61条の2」を「第61条の2」に、「と読み替える」を「と、第18条の2中「第77条の2第3項」とあるのは「第81条において準用する条例第77条の2第3項」と読み替える」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成29年7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第34号

沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第1条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	沖縄県地方港湾審議会	委 員	日額 9,300	を
		臨時委員	日額 9,300	
	沖縄県屋外広告物審議会委員		日額 9,300	

「	沖縄県地方港湾審議会	委 員	日額 9,300	に改める。
		臨時委員	日額 9,300	

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

第2条 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第94条第6号中「、屋外広告物審議会」を削る。

第241条第2号の表沖縄県屋外広告物審議会の項を削り、同表沖縄県景観形成審議会の項中「沖縄県景観形成条例」を「沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）第12条第3項及び第46条の規定により屋外広告物に関する重要事項について調査審議すること並びに沖縄県景観形成条例」に、「に基づき、」を「により」に改め、「県土の景観形成」の次に「及び屋外広告物」を加える。

(沖縄県景観形成審議会規則の一部改正)

第3条 沖縄県景観形成審議会規則（平成6年沖縄県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県条例第34号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第27条第6項」を「第27条第7項」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(部会)

第4条 条例第27条第5項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ当該部会に属する委員のうちから指名する者がその職務を代理する。
(沖縄県屋外広告物審議会規則の廃止)

第4条 沖縄県屋外広告物審議会規則（昭和50年沖縄県規則第30号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第394号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり告示する。

平成29年 7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等 自動車取得税の申告及び自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告
- 2 手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第115条第1項及び第144条第1項から第4項まで
- 3 使用を開始する日 平成29年10月2日

訓 令

沖縄県訓令第40号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 7月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第3 総務部の表税務課の項部長等専決事項の欄中第1号を削り、同項統括監専決事項の欄第1号中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同欄中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	--